

—委託業務実施上の留意事項—

帯広市

本市の委託業務の履行にあたりましては、行政サービスの質を確保するため、関係法令等を遵守した上で、適正かつ効果的な執行とともに、地域の活性化の面から、雇用の安定や就労の促進、地元業者等の積極的な活用をはかることにしていますので、この趣旨をご理解の上、次の事項について十分配慮いただきますようお願いいたします。

1 地元業者の活用と地元資材の優先的使用について

委託業務の履行に関しては、各種調達等での地元業者の活用、さらには地元資材の優先的使用に努めてください。

2 再委託等の取扱いについて

委託業務の一括再委託は契約書で禁止していますが、業務の一部を再委託する場合には、軽微なものを除き、あらかじめ本市の承諾を得る必要があります。

一部業務の再委託にあたりましては、業務内容を明確にするため、再委託に係る請負契約を結ぶとともに、再委託先の労働者に不利益が生じないように、請負代金の支払いは、なるべく現金で速やかに行い、特に労務賃金の相当分が確実に労働者に支払われるよう配慮してください。

また、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示)に十分留意し、適切な請負事業として実施してください。

なお、再委託に関しても地元業者の活用に努めてください。

3 人件費の支払について

本市発注の委託業務における人件費は、行政サービスに関わる業務に従事する労働者の労働条件を確保する観点から、別表「積算根拠一覧」の単価を使用（一部を除く）して積算しています。

一方で、「委託業務に関する実態調査（以下、「実態調査」といいます。）」では、10業務中、平均支払単価が平均積算単価の9割を下回ったのは4業種あり、施設管理72.5%、清掃77.1%、競馬業務77.6%、ごみ等収集運搬81.2%と他業種と比べ低くなっています。

受託業者におかれましては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準での人件費等の支払いについて、より一層の配慮をお願いします。

4 消費税の取扱いについて

本市業務の委託料には、消費税及び地方消費税を含んでいるため、再委託に係る請負契約や各種調達等の際には、消費税及び地方消費税額分を適正に計上した価格で契約を締結してください。

インボイス制度により、免税事業者である下請負人との取引において、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用する行為は、建設業法・独占禁止法の規定に違反します。消費税相当額の取引価格への反映の必要性等については、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定してください。

5 個人情報の取扱いについて

法令等の定めにより、委託業務の履行に際して知り得た個人情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを業務に従事する者に対し周知徹底するとともに、業務の処理上知り得た個人情報について、情報の漏えい、滅失及び毀損の防止とあわせ、個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じてください。

6 労働者の雇用拡大について

地域の雇用機会を確保するため、公共職業安定所との密接な連携により、地元労働者及び季節労働者の積極的な雇用に配慮してください。

また、パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、国等の雇用の拡大につながる制度も積極的に活用してください。

厚生労働省	キャリアアップ助成金	検索
-------	------------	----

7 雇用通知書(労働条件通知書)の完全発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明示した書面により、労働者へ交付する必要があります。

貴社の労働者はもとより、再委託がある場合は、その労働者に対しても雇用通知書の完全発行を徹底してください。

厚生労働省	労働条件明示のルール	検索
-------	------------	----

8 法定労働時間の遵守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき、週 40 時間の法定労働時間を遵守してください。

また、雇入れの日から起算して 6 ヶ月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した（する予定の）労働者には、年 10 日の年次有給休暇を付与するとともに、このうち 5 日は使用者が時期を指定のうえで取得させてください。年次有給休暇の取得に関する規定を設けていない場合には、必ず整備してください。

なお、継続雇用する期間が 6 ヶ月未満の季節労働者についても、継続就労月数が 3 ヶ月以上 4 ヶ月未満の労働者には 3 日程度、4 ヶ月以上 6 ヶ月未満の労働者には 5 日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。

季節労働者はその勤務形態から、これらの有給休暇を取得することが短期間になることも考えられるため、就労期間中で付与を前倒しするなど、有給休暇が取得可能になるよう努めてください。

9 法定保険への加入について

労働者の福祉向上のため、必要な法定保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）に加入してください。

10 無期転換ルールへの対応について

無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者（名称を問わず雇用期間が定められた社員）の申込みにより、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換される制度です。

受託業者におかれましては、厚生労働省の「無期転換ポータルサイト」等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度周知の徹底に努めてください。

なお、無期転換ルールの適用を避けるために、無期転換申込権の発生前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨からも望ましくありません。

厚生労働省	無期転換サイト	検索
-------	---------	----

11 働き方改革関連法の施行に伴う取組について

働き方改革は、個々の置かれた事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

受託業者におかれましては、厚生労働省の「働き方改革特設サイト」等を参考に、働き方改革に向けた取組みをお願いします。

厚生労働省	働き方改革 特設サイト	検索
-------	-------------	----

12 障害を理由とする差別の解消の推進について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月1日から、事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」に加え、「合理的配慮の提供」が義務化されました。

受託業者におかれましては、事業を所管する国の行政機関が作成した対応指針を参考に適切な対応をお願いいたします。

内閣府 障害者差別解消 対応指針	検索
------------------	----

13 多様な性に関する施設利用者への対応について

帯広市では、性のあり方に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現していくため、「多様な性に関する職員ガイドライン」に基づき、多様な性に関する正しい知識の普及と様々な場面での望ましい対応の定着を図っています。受託業者におかれましても、本ガイドラインを参考に、多様な性への理解を深め、窓口・電話での対応や申請書等における性別の取扱い、トイレ・更衣室の利用などについて、適切に対応されますようお願いいたします。

また、LGBT 等の方々に配慮した商品やサービスの提供、事業所内での取組（性的指向・性自認に基づくハラスメントについての社内規定、採用における配慮など）があれば、市の委託事業に関わりなく、市ホームページで事例紹介しますので、掲載希望があれば市民活動課（直通電話 0155-65-4134）までご連絡ください。

帯広市 多様な性ガイドライン	検索
----------------	----

14 暴力団排除の取組について

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。再委託契約や物品調達契約にあたりましては、暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策にご協力くださいますようお願いいたします。

15 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、特別徴収義務者として市・道民税を特別徴収することが、地方税法等で義務付けられています。納税者の利便性向上のため、特別徴収の実施をお願いします。帯広市では現在、特別徴収義務者完全指定の取組みを推進しています。手続き等については、市民税課（直通電話 0155-65-4120）にお問合せください。

16 ハラスメント防止の取組について

ハラスメントは、相手に精神的、身体的な苦痛を与え、職場環境を悪化させるものであることから、帯広市ではその防止に取り組んでいます。

受託業者におかれましても、厚生労働省のハラスメント防止に対する考え方等を参考にして、良好な労働環境を築くためのハラスメント防止に取り組んでください。

厚生労働省 ハラスメント防止	検索
----------------	----

17 その他

帯広市では、本文書で配慮をお願いしている事項等が適正に実施されているかを確認するため、委託契約を締結した事業者に対する実態調査を定期的に行っています。

上記留意事項への配慮と調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

[別表] 積算根拠一覧（各単価は、帯広市が令和7年度中に契約を締結する業務の積算に使用しています。）

※ ごみ等収集運搬・清掃・競馬業務は、R3・R5 実態調査において、実際の支払単価が市の積算単価と比較して90%未満の低い状態が続いていることが、また R5 調査において、施設管理についても、90%未満の低い状態となったことが確認されています。
賃金の支払水準の改善に特段のご配慮をお願いします。

ア) 二省(国交、農水)設計労務単価(令和7年3月～)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
特殊作業員	25,300	運転手(一般)	21,500
普通作業員	20,900	土木一般世話役	27,800
軽作業員	18,900	型わく工	27,200
造園工	23,900	左官	30,200
とび工	28,600	設備機械工	28,500
電工	27,600	交通誘導員(A)	17,500
鉄筋工	29,600	交通誘導員(B)	14,600
運転手(特殊)	25,900		

所定労働時間内8時間当たり

イ) 建築保全業務労務単価(国交省)(令和7年度)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
保全技師Ⅰ	25,000	清掃員A	17,600
保全技師Ⅱ	23,600	清掃員B	13,900
保全技師Ⅲ	25,400	清掃員C	12,800
保全技師補	20,900	警備員A	17,800
保全技術員	20,100	警備員B	15,200
保全技術員補	17,400	警備員C	13,500

所定労働時間内8時間当たり

ウ) 設計業務委託等技術者単価(国交省)(令和7年3月～)

技術者の種類	日額	技術者の種類	日額
主任技術者	88,600	技術員	36,100
理事、技師長	77,500	測量主任技師	60,600
主任技師	66,900	測量技師	52,300
技師A	59,600	測量技師補	41,100
技師B	48,500	測量助手	34,900
技師C	40,300	測量補助員	28,700

所定労働時間内8時間当たり

エ) 帯広市会計年度任用職員制度の日額相当(令和7年度)

(学歴免許等の資格や経験年数により下表の範囲内で決定され、このほか、一定の要件を満たす場合は期末・勤勉手当や通勤手当等が加算されます)

職種	日額
事務補助員	8,882
事務員Ⅱ	10,052 ～ 11,935
学校業務員	9,021 ～ 9,246
技能労務員Ⅰ	9,564 ～ 10,819
技能労務員Ⅱ	10,052 ～ 11,524
保育補助	9,021 ～ 9,564
保育士	10,052 ～ 12,051
保健師・看護師等	10,819 ～ 12,516

所定労働時間内7.75時間当たり

オ) し尿及び污水収集運搬業務単価

(令和6年度帯広市事業所雇用実態調査報告書による業種別平均賃金(運輸・通信))

技術者の種類	月額	技術者の種類	月額
運転手45歳	295,525	作業員40歳	282,545

カ) 保育所職員の本俸基準額

「令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について」等(令和7年1月16日付通知)

職種	月額	職種	月額
所長	282,900	保育士	242,148
主任保育士	274,584	調理員	216,600

キ) 介護労働実態調査所定内賃金 ※ 積算の根拠として使用
(公益財団法人介護労働安定センター令和5年度調査結果)

職種	金額	職種	金額
介護職員(月額)	225,914	介護職員(日額)	9,833

ク) 厚労省 賃金構造基本統計調査所定内給与額(令和5年度)

区分	金額
その他の社会福祉専門職業従事者(男女計)	277,000

ケ) ソフトウェア開発、システム運用、システム管理業務技術者単価
(積算資料2025年3月号を参考)

道内主要職種	金額	道内主要職種	金額
プロジェクトマネージャー	43,000	システム運用技術者1	38,800
プロジェクトリーダー	37,750	システム運用技術者2	29,650
プロジェクトメンバ1	34,050	システム管理技術者2	40,600
プロジェクトメンバ2	31,550	システム管理技術者3	34,650

所定労働時間内8時間当たり

コ) 北海道運輸局公示第127号(令和6年3月1日一部改正)

		北海道 基準額	
		キロ制運賃 (1km当たり)	時間制運賃 (1時間当たり)
運賃	大型車	140	5,570
	中型車	120	4,700
	小型車	100	4,110
	コミューター車	90	3,660
料金	交替運転者配置料金	10	2,200
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割	
	特殊車両割増料金	設備や購入価格等を勘案した割増率	

※ 実際の支払い単価が市の積算単価と比較して、90%未満となった低い状態の職種

ごみ等収集運搬	オ)
清掃	イ) 清掃 A・B・C
競馬業務	イ) 警備員 C
施設管理	ア) 特殊作業員, 普通作業員, 軽作業員 土木一般世話役, 交通誘導員 A・B
	イ) 保全技師Ⅰ, 保全技師補, 保全技術員 清掃員 A・B、警備員 C
	エ) 技能労務員Ⅰ, 事務補助, 学校業務員